

令和6年(ネ)第394号 慰謝料等請求控訴事件

控訴人 奥村昇次

被控訴人 友松孝雄

控 訴 理 由 書

令和6年5月22日

名古屋高等裁判所民事第4部口係 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 柴垣幹生



上記当事者間の頭書事件について、控訴人は、以下のとおり控訴の理由を述べる。

第1 「7期議員を務めた…退会しろ」との発言があったこと

1 原判決の認定

原判決は、令和4年12月28日の被控訴人の控訴人に対する「7期議員を務めた会社でいうと社長の自分に対し、ヒラの1年生議員が刃向かうとはなんだ、退会しろ」との発言の存否について、「上記発言を認定することはできない。」と結論づけ、その理由として、①「証人加納は、その場にいたが上記発言は聞いていないと証言していること」、及び②「原告及び証人梶田の上記供述ないし証言を裏付ける的確な証拠は見当たらないから、これらを直ちに信用することはできない」ことを挙げる(原判決14頁)。

しかし、以下に述べるとおり上記発言は間違いなくあったのであり、かかる発言を認定することができないとの原判決の判断は誤りである。

2 原判決の認定の誤り

(1) 証人加納は、上記発言について「私は聞いておりません。」(証人加納調書1頁23行目)と証言し、また、控訴人が被控訴人に対して退会させるのであれば全員会に諮ってほしいと要請したかとの質問に対しても、「なかったと思います。」(同1頁24行目～2頁2行目)と証言している。

一方、証人梶田は、令和4年12月28日の一連のやり取りについて、当初自由クラブの控室に控訴人、被控訴人、証人加納及び証人梶田がおり(証人梶田調書1頁26行目～2頁3行目)、その後証人梶田を除く3名が会議室に移り、ある程度時間が経過した後に被控訴人から呼ばれて会議室に入ったが(同3頁8～15行目)「私が入った時は、もう加納議員はおみえじゃなかったです。」と証言し、会議室の中は控訴人、被控訴人及び証人梶田の3名だったと述べている(同4頁14～16行目)。他方証人加納も、控室でのやり取りの後会議室でのやり取りには「それは、私は参加しておりません。」と明言している(証人加納調書8頁11～16行目)ことから、少なくとも証人梶田が会議室に入室したときに証人加納はいなかったとの限りでは両者の証言は一致している。

そして、証人梶田の証言によれば、被控訴人の上記発言及び控訴人の全員会に諮ってほしいとの申出に対する被控訴人の「そんなことはさせない、三役で決めて1月4日に報告をする」旨の発言があったのは、会議室の中で証人加納を除く3人でいたときのことである(証人梶田調書4頁5～16行目)。

以上のことから、被控訴人による上記発言があった当時、証人加納は会議室にはいなかったのであるから、聞いていないのは当然である。そうすると、上記理由の①「証人加納は、その場にいたが上記発言は聞いていないと証言していること」は、上記発言を認定することができないことの根拠にはならないのである。

- (2) それにもかかわらず原判決は、証人加納の証言を信用する一方で、証人梶田の証言を「直ちに信用することができない」と述べるが、証人加納の証言を信用し証人梶田の証言が信用できないことについては、何らの合理的な説明がなく恣意的である。
- (3) さらに、原判決が「上記発言を認定することはできない。」というのであれば、控訴人は本件訴訟提起段階から一貫して虚偽の主張をしていることになるが、被控訴人の控訴人に対する上記発言はその内容において極めて具体的かつ特徴的であるとともに、控訴人は一貫して上記発言があったと主張し供述している（原告調書7頁13～14行目）。また、控訴人は上記発言を証人梶田も聞いていた旨供述するとともに（同15～16行目）、証人梶田自身も同旨の証言をしている（証人梶田調書3頁25行目～4頁4行目）。これらのことから、控訴人の供述を「直ちに信用することはできない」ということにはならない。
- (4) 以上のとおり、「上記発言を認定することはできない。」との原判決の判断はその理由において不合理である。むしろ、上記発言はあったと認定されるべきである。

3 原判決の判断の誤り

- (1) 原判決は、被控訴人の言動が「全く客観的な根拠を欠くものであったり、原告の政治信条とは関係のない原告の人格そのものを攻撃するものであったり、あるいは殊更に会派の団長としての地位を利用して行われたものであったりするなどの特段の事情が認められない限り、パワーハラスメントとして不法行為に当たるということはできない」と判示するとともに（原判決14～15頁）、上記発言を認定することはできないことを前提として、最終的には「特段の事情があったとは認められないから、当該言動に違法性があったとは認められない。」と判断している（原判決16頁）。
- (2) 上記「特段の事情」が認められるかどうかについては、まず控訴人が議会

報の原稿の関係で「議会報作成の関係者に対し、一定程度の負担をかけていた」との前提のもと、「会派の団長の立場にあった被告が、原告に対し、議会報作成に関し、関係者に迷惑をかけていることを指摘して、謝罪するべきであると発言したことが、全く根拠のないことであったとはいえない。」と判示する（原判決15頁）。

しかし、そもそも控訴人は、議会報原稿の具体的な文言については議会報委員会の指摘を受けて修正を重ねたうえ、最終的には議会報委員会に一任していたのであるから（原告調書3頁14行目～4頁15行目）、具体的な文言については議会報委員会内部で決定すればよいのであって、「議会報作成の関係者に対し、一定程度の負担をかけていた」との前提自体が誤りである。

また、被控訴人は、控訴人が市議会の一般質問で実際には質問していない事柄について無理やり議会報に掲載させようとしていた旨主張しているが、被控訴人はその事柄の「中身のことは、私はよく分かりません。」「私は分かりません。」と供述し（被告調書9頁14～23頁）、控訴人作成にかかる議会報原稿の内容についての具体的な修正の経緯についても「把握しておりません。」と供述し（同10頁8～12行目）、令和4年12月28日のやり取りにおいても被控訴人は控訴人に対し議会報原稿に関する経緯等について確認することは「しておりません。」と供述している（同11頁3～7行目）。他方、控訴人自身も議会報原稿についての経緯を説明するように被控訴人から「求められませんでした。」と供述しており（原告調書6頁7～10行目）、この点で両者の供述は一致している。このように、被控訴人は、議会報原稿について何が問題となっているのかや具体的な修正の経緯については何ら把握しないまま、かと言って控訴人本人に確認することもないまま、関係者に迷惑をかけているなどと一方的に指摘して控訴人に対し関係者への謝罪を強いているのであるから、「全く根拠のないことであったとはいえない。」との判示も不合理である。

(3) また、原判決は、被控訴人が控訴人に対し自由クラブからの退団が相当であると述べたことについて、「原告の政治的信条とは無関係にその人格そのものを攻撃するものであったとは認められない。」旨判示する（原判決15頁）。

しかし、「7期議員を務めた会社でいうと社長の自分に対し、ヒラの1年生議員が刃向かうとはなんだ、退会しろ」との発言があったと認定されるべきことは上記2で前述したとおりであるところ、当該発言こそまさに控訴人の政治的信条とは無関係に、1期目の議員の控訴人が7期議員を務めた被控訴人に異を唱えることについて殊更にそのような人格的態度を咎め非難する^{とが}内容である。

(4) 加えて、上記発言は、その内容においてまさに7期議員を務め自由クラブの団長でもあった被控訴人が、そのような立場を殊更に利用して1期目の議員であった控訴人の態度を咎め、なおかつ退会に追い込もうとしていることは明白である。

(5) 以上のとおり、令和4年12月28日の被控訴人の控訴人に対する一連の言動は、何ら客観的な根拠に基づくものではないばかりか、控訴人の政治的信条とは無関係に、被控訴人が7期議員を務め自由クラブの団長でもあるという立場を殊更に利用し控訴人を人格的に非難するとともに退会を迫る内容のものであるから、原判決のいう「特段の事情」は優に認められる。

したがって、パワーハラスメントとして不法行為に当たると言わざるを得ない。

第2 除名処分について全員会における決定はなかったこと

1 原判決の認定

原判決は、令和4年1月4日の本件「全員会において原告の除名処分についての意見聴取及び採決が行われ、全会一致で決定されたものであると認められ

る。」と認定するとともに（原判決17頁）、「被告は、令和5年1月4日付で原告が自由クラブの所属議員でなくなった旨の会派届出事項異動届を提出しており」と認定し（原判決13頁）「被告による日付の改ざんがあったとは認められない。」と判示する（原判決18頁）。

2 原判決の認定の誤り

- (1) 甲第13号証は、控訴人が議会事務局に対し令和5年2月6日及び同年2月13日付で控訴人の脱会の時期等について問い合わせた際の議会事務局長沖中浩による回答書である（原告調書12頁4～16行目参照）。この回答書では、控訴人が自由クラブの所属議員でなくなった旨の会派届出事項異動届（乙16）について、「自由クラブの令和5年1月4日付け会派届出事項異動届（奥村市議脱会分）について、実際は同年1月13日に受理しています。」、 「同年1月13日 自由クラブから同年1月4日付け（奥村市議員脱会分）及び同年1月12日付け（伊藤市議員脱会分）の届が提出された。」、 「事務局としては、事実が発生した時系列に沿って会派名簿を作成し、整理・記録しておく必要があると判断したことから、遡って收受等の事務処理を行いました。」（傍点は控訴人代理人による。）と明確に記載されている。すなわち、議会事務局長自身が、会派届出事項異動届（乙16）が実際には令和5年1月13日に提出されたこと、及び同日に受理したうえで同年1月4日に遡って收受したのものとして事務処理を行ったことを認めているのである。さらには、「実際に文書を受理した日付と異なる日付で收受をしたことは不適切な取扱であり」と自ら非を認めているのである。

このことから、会派届出事項異動届（乙16）が実際には令和5年1月13日に提出されたにもかかわらず、そこに記載されている令和5年1月4日付で提出され受理されたものとして事務処理されたことが明らかである。

- (2) また、乙第18号証の会派所属届について控訴人は、「この届出書は、いつ提出したのですか。」「令和5年1月16日です。」（原告調書10頁20

～21行目)と供述するとともに、異動年月日欄の「令和5年1月16日」から1月4日に訂正されている理由について「議会事務局から、1月4日に訂正してほしいと言われましたからです。」と供述している(同11頁7～15行目)。さらには、右上部分の作成日付の「令和5年1月16日」の部分についても訂正を求められたが、「申請した日があるので、求めに応じられない、と言いました。」(同16～26行目)と、議会事務局から提出日も異動年月日欄と同じく令和5年1月16日から1月4日に訂正するように求められた旨供述している。

これらのことから、被控訴人が令和5年1月4日付の会派届出事項異動届(乙16)を実際には同年1月13日に提出したと矛盾しないよう整合性を持たせるために、控訴人が同年1月16日に会派所属届(乙18)を提出した際に、議会事務局が異動年月日欄及び作成日付(提出日)欄を1月16日から1月4日に訂正させようと画策したことがうかがわれるのであり、甲第13号証の内容の信憑性が裏付けられる。

- (3) なお、乙第17号証は、令和5年1月4日付で控訴人が自由クラブから無会派に変更となった旨の市議会議長から市議会議員向けの通知書であるが、被控訴人が「事務局がこれを用意してくれるんです、いつも。」と供述するように(被告調書18頁23行目～19頁2行目)、会派届出事項異動届(乙16)のような書面は議会事務局が作成するのが慣例となっていると思われることから、乙第17号証も議会事務局が作成したものと思われる。そして、議会事務局長自身が「遡って收受等の事務処理を行いました。」(甲13)と回答していることとも考え併せると、乙第17号証も、乙第16号証と整合性を持たせるために、議会事務局が令和5年1月4日付で控訴人の会派の異動があったものとして同日付の通知として作成したものと考えられる。
- (4) 被控訴人は、会派届出事項異動届(乙16)の署名について、「私がサインしたことは間違いありませんから。」と自ら署名した旨供述するとともに

(被告調書7頁13～14行目, 18頁9～11行目, 19～20行目), これを議会事務局に提出した日については「私は1月4日だと思っておりますけど。」(同18頁12～14行目), 「1月4日の日に, 当日に出したという認識なんですね。」「はい。」(同19頁3～4行目)などと明確に供述している。加えて, 令和5年10月26日付陳述書(その3)においても, 『会派届出事項異動届』が令和5年1月4日に市議会(議会事務局)に提出されたことは, 乙16の左上の受付印から明らかです。」と述べている(乙24・4頁)。

しかし, 提出日に関する被控訴人の供述は, 甲第13号証で議会事務局長が認めている内容と明らかに矛盾しており, 事実と反する虚偽の供述であることは明白である。

- (5) 以上より, 原判決の認定事実(2)における「被告は, 令和5年1月4日付で原告が自由クラブの所属議員でなくなった旨の会派届出事項異動届を提出しており」(原判決13頁)の部分は事実認定を誤っており, 実際に被控訴人が提出したのは令和5年1月13日であると認定されるべきである。

3 原判決の判断の誤り

- (1) 前述のように, 仮に会派届出事項異動届(乙16)が原判決の認定とは異なり実際には令和5年1月13日に提出されていた事実を前提とすると, 被控訴人は, 同年1月4日に控訴人を除名したにもかかわらず, 同年1月13日まで提出を見合わせていたことになる。

被控訴人によれば, 「自由クラブをいったん解散して全員に気持ちを新たにしてもらい, 改めて自由クラブへの賛同者を募ることにしようと考え」て令和5年1月13日にレディアン春日井で控訴人を除く13名で自由クラブの全員会を開催し, 「結局, 1月13日の全員会で自由クラブは解散し, 新たに7名が新クラブに参加しました。」とのことである(乙24・2頁, 被告調書7頁18行目～8頁7行目)。すなわち, 13名のうち6名は退会を

申し出たため、残る7名で新たに自由クラブを結成することとなったわけである（乙2）。

集まった13名には控訴人は含まれていなかったのだから、仮に集まった13名全員が新たに自由クラブに参画したのであれば、「旧所属議員数」欄を控訴人を含む14名、「新所属議員数」欄を控訴人を除く13名、「異動年月日」欄を令和5年1月13日として、提出日も同日として会派届出事項異動届を提出すればよいのであり、結果的に控訴人を除名するまでもなく排除できていたこととなる。わざわざ提出日を1月4日と偽ってまで乙第16号証を提出する必要はなかったのである。

ところが、被控訴人自身も認めているとおり、新たに賛同者を募った結果6名もの所属議員が退会するという想定外の結果を招いてしまった。加えて、当該6名のうち愛知県議会議員への立候補を予定していた伊藤貴治議員（乙24・3頁）はすでに令和5年1月12日付で自由クラブを退会し無会派として会派所属届を提出していたため（甲13、乙2）、同年1月13日の段階では自由クラブの所属議員は実質的には12名であった。そのため、前述のような令和5年1月13日付で所属議員数が控訴人を含む14名から控訴人を除く13名に変更になった旨の会派届出事項異動届を提出することが不可能になったため、控訴人が退会した旨の届出が別途必要となり、やむを得ず提出日を同年1月4日と偽って同年1月13日に乙第16号証を提出したものである。そして、このことと辻褄を合わせるように、上記2(4)で前述したように被控訴人は陳述書においても尋問においても事実と反する虚偽の供述を繰り返してきたのである。

被控訴人が主張するように、真実令和5年1月4日に全員会において控訴人の除名を決定したというのであれば、正々堂々と同日中に会派届出事項異動届を提出すればよいはずである。然るにそれをせずしばらくの間提出を見合わせていたのは、同日の三役とのやり取りの際に控訴人が「納得いかない

ので訴訟を起こします」と述べて退室したことを受けて（原告調書10頁11～12行目）、仮に訴訟になれば除名処分の正当性ないし全員会での決定の存否が問われかねないと警戒し、除名処分によらずに控訴人を自由クラブから排除する方策を模索した結果、令和5年1月13日のレディアン春日井での全員会に及んだものと推測される。裏を返せば、被控訴人自身が本件全員会における控訴人を除名する旨の決定の正当性に懸念を抱いていたのである。

- (2) また、本件全員会で控訴人の除名処分について実際に挙手を求めて賛否を問うたか否かという点については、被控訴人、証人加納及び証人金澤のいずれもが否定している（被告調書15頁1～3行目、証人加納調書12頁10～11行目、証人金澤調書5頁23～26行目、同6頁4～5行目）。すなわち、正式に賛成票・反対票を募る方法による多数決での採決は行われていないのである。
- (3) 加えて、控訴人は自由クラブの書記の役職にあったが、自由クラブの全員会が開催されたときは必ず議事録を作成していた。所属議員の除名処分は重要事項であるから、控訴人の除名処分の決定について議事録が作成されているのであれば、決定手続の正当性を裏付ける重要な根拠となるものと思われるが、被控訴人からそのような証拠は未だ提出されていない。
- (4) 以上のとおり、被控訴人自身が本件全員会における控訴人を除名する旨の決定の正当性に懸念を抱いていたと思われること、多数決による採決が行われていないこと、控訴人の除名を決定した旨の議事録が証拠として提出されていないこと等の事情を考慮すれば、本件全員会において全会一致で控訴人の除名が決定されたかどうかは、甚だ疑わしいと言わざるを得ない。

そうだとすれば、原判決の本件「全員会において原告の除名処分についての意見聴取及び採決が行われ、全会一致で決定されたものであると認められる。」との判断は誤りである。

第3 結論

以上のとおり、被控訴人の控訴人に対するパワーハラスメント行為があったこと、及び控訴人の除名処分には本件規約第4条1項で求められる全員の決定を経ていないという重大な手続違背があったことは明白であるから、これらの点を踏まえたとえ原判決は変更されるべきである。

以上